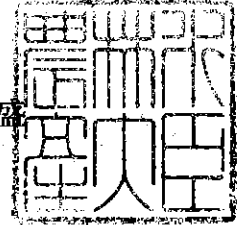


元消安第 689 号
令和元年 6 月 19 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条の規定する公定規格を変更し、めん羊及び山羊の部位（と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を受けていないめん羊及び山羊の部位を除く。）を肥料の原料として利用できるようにすること。



めん羊及び山羊由来の肉骨粉等の肥料利用に関する規制の見直し（案）

1 これまでの経緯

- (1) めん羊及び山羊（以下「めん山羊」という。）由来の肉骨粉を含む哺乳動物由来たん白質（以下「めん山羊由来肉骨粉等」という。）は、りん酸に富む果樹、果菜等向けの緩効性の有機質肥料として利用されてきたが、家畜の飼料への流用・誤用のおそれがあったことから、平成 13 年 10 月以降、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 7679 号生産局長・水産庁長官通知）により、肥料用めん山羊由来肉骨粉等の製造及び工場からの出荷を一時停止してきた。
- (2) その後、我が国における BSE 発生リスクが大きく低下したこと等を踏まえ、牛由来の肉骨粉を含む哺乳動物由来たん白質については、平成 26 年 9 月に、食品安全委員会等の評価を踏まえ、一定の管理措置を行った上で肥料への利用を再開しているが、めん山羊由来肉骨粉等については引き続き肥料としての利用は禁止しているところ。
- (3) めん山羊由来肉骨粉等についても、平成 30 年 4 月に、養魚用飼料への利用が再開されており、肥料規制についても、動物性たん白質の有効活用の観点からも、家畜衛生及び食品安全上のリスクに応じたものとなるよう見直しを進める必要がある。
- (4) そこで、めん山羊由来肉骨粉等の肥料としての利用再開について、家畜衛生の観点から、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会に意見を聴いたところ、適当と認めるとの回答が得られた。

2 公定規格の変更（案）の概要

めん山羊由来肉骨粉等の肥料原料への利用することを可能とするため、公定規格を以下のとおり変更する。

- (1) めん山羊由来の原料を使用する肥料については、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていないめん山羊の部位（以下「めん山羊の特定部位」という。）及びと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん山羊の部位を除いたものとする必要がある。ただし、同規則別表第一のめん山羊の部位については、同規則第 3 条に基づき、焼却しなければならないこととされているため、混入の蓋然性がないことから公定規格には規定せず（別表第一に掲げられている牛の部位についても、同様に公定規格に規定されていない）、めん山羊の特定部位が混合しないかどうかについて農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けた工程において製造されたものであることを規定。
- (2) めん山羊由来肉骨粉等の肥料利用に当たり、家畜の飼料への流用・誤用を防止する観点から、家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであることを規定。

3 今後の進め方

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の改正に係る所要の手続を進めることとする。

(参考) 大臣確認及び管理措置に関する関係告示及び通知の改正の概要

大臣確認及び管理措置の手続を定めるため関係する告示及び通知を改正する。

- (1) めん山羊由来肉骨粉等を製造する生産者に対しては、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）がめん山羊の特定部位の混入防止措置等の製造基準が満たされているかを事前に確認。
- (2) 製造されためん山羊由来肉骨粉等の飼料への流用・誤用を防止するため、
 - ア 摂取防止材や化学肥料等との混合（炭化、灰化及び熔融したものを除く。）、
 - イ 原料表示に加え、家畜への給餌及び牧草地への施用を禁止する旨の容器への表示、
 - ウ めん山羊由来の肉骨粉等の原料の収集から肥料原料として肥料生産業者への出荷に至るまで、供給管理票を添付させて流通することを義務化。
- (3) さらに、肥料生産業者の管理措置の遵守状況を確認するため、農林水産省、都道府県及びセンターが無通告で立入検査を実施。

めん山羊の肉骨粉の肥料利用に当たって導入する管理措置

